



生消本予第1318号
令和3年2月19日

自治会長 各位

生駒市消防長 福田 一仁
(公印省略)

令和3年春の火災予防運動への協力について (お願い)

向春の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、消防行政に格別なる御支援御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年も3月1日から3月7日までの一週間「その火事を 防ぐあなたに 金メダル」を統一標語に、全国一斉に春の火災予防運動を実施いたします。

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させ、財産の損失を防ぐことを目的としています。

つきましては、貴自治会におかれましても本運動の趣旨を御理解の上、地域住民が一体となった自主防火に取り組んでいただきますよう御理解と御協力をお願い申し上げます。

【住宅防火 いのちを守る 7つのポイント】

住宅火災による死者の発生防止対策の要点を3つの習慣と4つの対策として防火広報を行っております。

3つの習慣	<ul style="list-style-type: none">○ 寝たばこは、絶対やめる。○ ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。○ ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
4つの対策	<ul style="list-style-type: none">○ 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。○ 寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災品を使用する。○ 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。○ お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

【お願い】

本市では、毎月1日・15日を「防火デー」として火災予防に努めています。

もし、火災が発生すれば、消防は被害を最小限に抑えるよう迅速に最大の努力をしますが、一番重
要なのは、「**火災を発生させないこと**」です。

お出かけ前、おやすみ前には必ず火の元の確認をお願いします。

◇お問合せ先◇

予防課	Tel 73-0208	本署	Tel 73-0119
南分署	Tel 76-0119	北分署	Tel 79-0119